

協點を見出したる爲之を一同に報告したる處一部強硬分子にありては不満を釋へ一時形勢逆轉せんとしたるが會社側の懸命なる説得により漸く解決したのである。

十一 解決條件

- 1、臨時手當は技師長の責任を以て來る五月二十一日より實施する様努力す。但し其の割合は他會社工場の振合等を參酌し技師長の適當と認むる處に一任すること
- 2、最低賃銀制は或は定むるやも計られざるも之に代る他の適當なる方法に依りて解決することあるべし
- 3、現直營人夫中工員として適當なるものに限り六箇月の期間經過後採用する
- 4、妻帯者を漸次收容する社宅を増築すること
- 5、技師長に於て參考として聞き直ぐも社員を指名しての要

求には應じ難し

- 6、業務上負傷せる際責任を以て絕對治療の件は醫師の意見に従ひ適當に處置すること
 - 7、制服着用は當分其の儘とし適當なる具体案を案出の上變更するものとす
- 附帯條件は考慮するの必要なからん